

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 — 自由 — 幸福

法律番号：10/2017/QH14

ハノイ、2017年6月20日

国家賠償責任法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；

国会は、国家賠償責任法を公布する。

第1章

総則

第1条 適用範囲

本法は、公務執行者が行政管理、訴訟および判決執行活動において与えた損害を受けた個人、組織に対する国家の賠償責任；賠償される損害；損害を受けた個人、組織の権利義務；賠償処理機関；賠償請求処理手続；名誉回復；賠償経費；返済責任；国家賠償作業における各国家機関の責任について規定する。

第2条 賠償を受ける対象

公務執行者が与えた国家賠償責任の範囲に属する物的損害、精神的損害を受けた個人、組織は、本法で規定される。

第3条 用語の説明

本法で、下記の各用語は、以下の意味である。

1. 損害を受けた者は、本法で規定される公務執行者が与えた国家賠償責任の範囲に属する物的損害、精神的損害を受けた個人、組織。
2. 公務執行者は、幹部公務員法および国家機関において行政管理、訴訟あるいは判決執行の任務を実施するための地位に関する法律の規定により投票で選ばれ、承認され、採用されあるいは任命された者または管轄国家機関により行政管理、訴訟あるいは判決執行活動関連の任務実施を任せられたその他の者。

3. 賠償請求者は、以下の各場合の1つに属し、賠償請求文書を作成する者。損害を受けた者、損害を受けた者の法定代理人、委任による代理人、損害を受けた者が死亡した場合の損害を受けた者の相続人または消滅した損害を受けた組織の権利義務を承継する組織。
4. 公務執行者の違法行為は、不作為または法律規定通りでない任務、権限を実施する行為。
5. 賠償請求の根拠とする文書は、国家機関、権限を有する者が法律で規定する手順、手続により発行し法的効力が発生した文書で、その中で公務執行者の違法行為を明確に決定したもの、または刑事訴訟活動における権限を有する機関・者の判決、決定で、損害を受けた者が国家から賠償を受ける場合に属することを明確に決定したもの。
6. 賠償処理者は、賠償請求処理を実施するために賠償処理機関により派遣される者。
7. 賠償処理機関は、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関または訴訟に関する法律規定により事件処理を管轄する裁判所。
8. 返済は、損害を与えた公務執行者が本法の規定に従い、ある金額を国家予算に弁償するべき責任。

第4条 国家賠償の原則

1. 国家賠償は、本法の規定により実施される。
2. 賠償請求の処理は本法の規定により、遅滞なく、公開で、平等に、善意をもって、誠実に、法律通りに実施され；賠償処理機関および賠償請求者の間の交渉に基づき行われる。

刑事訴訟活動における賠償請求処理は、本法第V章第1節の規定により、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関で実施される。

3. 本法第3条第7項で規定する各賠償処理機関の1つに賠償請求の処理を請求し、その機関から処理を受理された賠償請求者は、本法第52条第1項第b号および第2項で規定する場合を除き、他の管轄機関に賠償請求の処理を請求できない。

4. 国家は、行政管理、民事訴訟、行政訴訟、刑事判決執行、民事判決執行活動における賠償請求に対し、賠償請求の根拠とする文書を入手した後にまたは裁判所での刑事訴訟、行政訴訟の過程の賠償請求処理と組み合わせて、本法の規定によって賠償請求を処理する。

5. 損害を受けた者に損害発生において一部故意、過失がある場合、国家は、損害を受けた者の故意、過失部分に対応する損害部分を除外した後の損害部分のみ賠償する。

第5条 賠償請求権

以下の者は、国家賠償請求権を有する。

1. 損害を受けた者；
2. 損害を受けた者が死亡した場合の損害を受けた者の相続人；消滅した損害を受けた組織の権利義務を承継する組織；
3. 民法の規定による法定代理人が必要な場合に属する、損害を受けた者の法定代理人；
4. 本条第1項、第2項および第3項に規定する者に賠償請求権の行使を委任される個人、法人。

第6条 賠償請求の時効

1. 賠償請求の時効は、本法第52条第2項で規定する場合および名誉回復請求の場合を除き、本法第5条第1項、第2項および第3項で規定する賠償請求権者が賠償請求の根拠となる文書を受け取った日から3年である。

2. 行政事件処理過程における賠償請求の時効は、行政事件訴訟提起の時効により確定される。

3. 賠償請求の時効の計算に入れない時間は以下の通り。

a) 民法の規定による不可抗力の事象または客観的な阻害があり、本法第5条第1項、第2項および第3項で規定する賠償請求権者が賠償請求権を行使できない時間；

b) 未成年、行為能力喪失者あるいは制限行為能力者または認識すること、行為主体となることが困難な者である損害を受けた者に法律規定による代理人がまだいないかまたは代理人が死亡したかあるいは代理人が継続できず、新しい代理人を得るまでの時間。

4. 賠償請求者には、本条第3項で規定する時効の計算に入れない時間を証明する義務がある。

第7条 国家賠償責任確定の根拠

1. 国家は、以下の根拠が十分ある場合に賠償責任を負う。

a) 本条第2項で規定する、損害を与えた公務執行者の違法行為を確定し、対応する賠償を請求する各根拠の1つがある；

b) 損害を受けた者に、本法の規定による国家賠償責任範囲に属する現実の損害がある；

c) 現実の損害と損害を与えた行為との間に因果関係がある。

2. 損害を与えた公務執行者の違法行為および対応する賠償請求を確定する根拠は、以下のものを含む。

a) 本法の規定による賠償請求の根拠とする文書があり、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関または民事事件処理の管轄裁判所への賠償請求処理の請求があること。

b) 行政事件処理の管轄裁判所が、国家賠償責任範囲に属する損害を与えた公務執行者である訴えを起こされた者の違法行為があったことを確定し、証拠の引き渡し、入手、公開の調べおよび対話を行う法廷の前にまたは法廷で損害賠償が請求されたこと；

c) 刑事事件処理の管轄裁判所が、行政管理、民事訴訟、行政訴訟、刑事判決執行、民事判決執行活動において国家賠償責任範囲に属する損害を与えた公務執行者である訴えを起こされた者の違法行為があったことを確定し、刑事事件処理の過程で賠償が請求されたこと。

第 8 条 行政管理活動における賠償請求の根拠とする文書

本法第 17 条に規定する行政管理活動における賠償請求の根拠とする文書は、以下を含む。

1. 公務執行者の違法行為を明確に確定する、管轄裁判所の判決、決定；
2. 不服申立を行う者の不服申立内容の一部または全部を認める、不服申立に関する法律規定による不服申立処理決定；
3. 行政決定の違法発行による、その行政決定の取消、無効、変更、補充決定；
4. 告訴に関する法律規定による告訴内容の結論に基づく、告訴された公務執行者の法律違反行為処理決定；
5. 監査に関する法律規定による監査の結論に基づく、公務執行者の法律違反行為処理決定；
6. 違法行為を行ったことによる、公務執行者の懲戒処分決定；
7. 本法第 3 条第 5 項に規定する条件を満たす法律規定によるその他文書。

第 9 条 刑事訴訟活動における賠償請求の根拠とする文書

本法第 18 条に規定する刑事訴訟活動における賠償請求の根拠とする文書は、以下を含む。

1. 損害を受けた者が賠償を受ける場合に属することを明確に確定する、管轄裁判所の判決；
2. 損害を受けた者が賠償を受ける場合に属することを明確に確定する、裁判所、検察院、捜査機関、いくつかの捜査活動の執行任務を任された機関の決定；
3. 本法第 3 条第 5 項に規定する条件を満たす刑事訴訟に関する法律規定によるその他文書。

第 10 条 民事訴訟、行政訴訟活動における賠償請求の根拠とする文書

本法第 19 条に規定する民事訴訟、行政訴訟活動における賠償請求の根拠とする文書は、以下を含む。

1. 民事訴訟、行政訴訟の訴訟執行者が違法な判決を出す罪、違法な決定を出す罪または事件・件の一件書類を偽造する罪を犯したことを確定する、管轄裁判所の刑事判決、決定；
2. 緊急仮処分適用における公務執行者違法行為の明確な確定、民事訴訟、行政訴訟に関する法律規定による管轄裁判所裁判長または裁判官合議体の不服申立処理決定、最終勧告；
3. 違法な判決、決定を出したまたは事件・件の一件書類を偽造したが刑法の規定による刑事責任を免ぜられたことによる、民事訴訟、行政訴訟における訴訟執行者に対する、刑事訴訟に関する法律規定による捜査機関の捜査中止決定、検察院、裁判所の事件中止決定；
4. 民事訴訟、行政訴訟における訴訟執行者が違法な判決、決定を出すまたは事件・件の一件書類を偽造する行為を行ったことを確定する管轄裁判所裁判長の不服申立処理決定、告訴内容結論および判決、決定を出した者の違法行為は懲戒処分または刑事責任追及の根拠を十分有するが処理が行われる前に当該人が死亡したことを確定する当該の不服申立処理決定、告訴内容結論；
5. 違法な判決、決定を出すまたは事件・件の一件書類を偽造する行為を行った民事訴訟、行政訴訟における訴訟執行者の懲戒処分決定；
6. 本法第3条第5項の規定する条件を満たす、法律規定によるその他文書。

第11条 刑事判決執行活動における賠償請求の根拠とする文書

本法第20条に規定する刑事判決執行活動における賠償請求の根拠とする文書は、以下を含む。

1. 公務執行者の違法行為を明確に確定する管轄裁判所の判決、決定；
2. 不服申立を行う者の不服申立内容の一部または全部を認める、刑事判決執行に関する法律規定による不服申立処理決定；
3. 告訴に関する法律規定による告訴内容の結論に基づく、告訴された公務執行者の法律違反行為処理決定；

4. 違法行為を行ったことによる、公務執行者の懲戒処分決定；
5. 本法第3条第5項の規定する条件を満たす、法律規定によるその他文書。

第12条 民事判決執行活動における賠償請求の根拠とする文書

本法第21条に規定する民事判決執行活動における賠償請求の根拠とする文書は、以下を含む。

1. 公務執行者の違法行為を明確に確定する管轄裁判所の判決、決定；
2. 不服申立を行う者の不服申立内容の一部または全部を認める、民事判決執行に関する法律規定による不服申立処理決定；
3. 決定が違法に発行されたことによる、判決執行に関する決定の取消、無効、変更、補充決定；
4. 告訴に関する法律規定による告訴内容の結論に基づく、告訴された公務執行者の法律違反行為処理決定；
5. 民事判決執行に関する法律規定による、検察院の異議申立に返答、容認する管轄民事判決執行機関の長の文書；
6. 違法行為による、公務執行者の懲戒処分決定；
7. 本法第3条第5項の規定する条件を満たす、法律規定によるその他文書。

第13条 賠償請求者の権利義務

1. 損害を受けた者である賠償請求者は、以下の権利を有する。
 - a) 本法第3条第7項で規定する各機関の1つに賠償請求の処理を要求し、賠償請求の処理結果を通知される；
 - b) 不服申立、告訴に関する法律および行政訴訟に関する法律の規定により、賠償請求の処理における権限を有する者の違法な決定、行為に対して不服申立、告訴、訴えの提起を行い；訴訟に関する法律の規定により、裁判所の判決、決定に対する不服申立、上訴を行う；

- c) 法律規定により、権限を有する機関・組織・者に自己のその他の法的権利利益の回復を要求する；
- d) 他人により自己の法的権利利益を防御される；
- dd) 国家賠償作業に関する国家管理機関、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関により、賠償請求手続を指導される；
- e) 民法の規定により他の個人、法人に賠償請求権の行使を委任する；
- g) 法律規定によるその他の権利。

2. 損害を受けた者である賠償請求者は、以下の義務を負う。

- a) 賠償請求に関連する資料、証拠を遅滞なく、正確に、誠実に提供し、自らの資料、証拠提供に法的責任を負う；
- b) 賠償処理機関の要求に従い賠償請求処理の過程に十分に参加する；
- c) 本法の規定により賠償を受ける自らの現実の損害および現実の損害と損害を与えた行為の間の因果関係を証明する；
- d) 法律規定によるその他の義務。

3. 損害を受けた者の法的代理人、相続人または消滅した損害を受けた組織の権利義務を承継する組織である賠償請求者は、本条第1項および第2項で規定する権利義務を有する。

4. 委任による代理人である賠償請求者は、委任の範囲内で本条第1項第a号、第b号、第c号、第d号および第dd号並びに第2項で規定する権利義務を有する。

第14条 損害を与えた公務執行者の権利義務

1. 損害を与えた公務執行者は、以下の権利を有する。

- a) 本法の規定による自らの権利義務に直接関連する損害賠償処理に関する文書、決定を受け取る。
- b) 告訴に関する法律規定により、賠償請求の処理、返済責任の確定において権限を有する者の違法行為を告訴し；不服申立に関する法律、行政訴訟に関する法律

の規定により、返済決定に対する不服申立、訴えの提起を行い、裁判所の判決、決定について上訴する；

c) 法律規定によるその他の権利。

2. 損害を与えた公務執行者は、以下の義務を負う。

a) 賠償処理機関の要求に従い、賠償請求処理に関連する情報、資料を遅滞なく、十分に、正確に、誠実に提供し、自らの情報、資料提供に法的責任を負う；

b) 賠償処理機関の要求に従い賠償請求処理の過程に、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の要求に従い返済責任確定の過程に、十分に参加する；

c) 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の決定により国家が損害を受けた者に賠償した金額を国家予算に返済する；

d) 法律規定によるその他の義務。

第 15 条 賠償処理機関の責任

1. 賠償請求を受け付け、受理する。

2. 本法の規定により、損害を受けた者の名誉を回復するかまたは損害を与えた公務執行者を直接管理する機関に名誉の回復を要求する。

3. 賠償請求者に、賠償請求処理過程におけるその者の各権利義務を説明する。

4. 本法の規定および関連する法律の他の規定により、賠償請求処理過程において損害を確認し；交渉、対話、和解を進める。

5. 賠償請求の一件書類が十分であること、有効であること、賠償請求処理の各文書、資料および賠償処理決定が正確であることに責任を負う。

6. 賠償請求処理に関する判決、決定を発し、実施を運営し、または損害を与えた公務執行者を直接管理する機関にその判決、決定の実施を要求する。

7. 本法の規定および関連する法律の他の規定により、賠償請求処理に関する判決、決定を国家賠償作業に関する国家管理機関およびその他の個人、組織に送る。

8. 損害を受けた者のその他の法的権利利益を回復するかまたは管轄の機関、組織に回復を提案する。
9. 賠償請求者に賠償請求手続の実施を指導する。
10. 不服申立、告訴に関する法律規定により、賠償請求処理に関連する不服申立、告訴を処理する。
11. 本法第 52 条第 1 項または第 55 条の規定による賠償請求処理の場合を除き、賠償請求者が訴えを提起し裁判所に賠償請求の処理を要求する場合、裁判所での訴訟に参加する。
12. 本法の規定により、損害を与えた公務執行者の返済責任を確定するかまたは損害を与えた公務執行者を直接管理する機関に返済責任の確定を要求し、返済金を徴収する。
13. 権限に従い、損害を与えた公務執行者の懲戒の検討、処理を行うかまたは管轄機関に懲戒の検討、処理を提案する。
14. 賠償請求処理、返済責任の確定および損害を与えた公務執行者の懲戒処分について国家賠償作業に関する管轄機関、国家管理機関に報告する。
15. 刑事事件、行政事件の処理を管轄する裁判所が賠償請求を処理する場合、本条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 10 項、第 11 項、第 12 項、第 13 項および第 14 項で規定する責任を果たす前に本法第 7 条第 2 項第 b 号および第 c 号に規定する各場合の 1 つに属する損害を与えた公務執行者の行為を確定すること。

第 16 条 賠償請求処理における各厳禁行為

1. 賠償請求の一件書類について、また賠償請求処理過程で、資料、書類を偽造しまたは事実と異なる書類、証拠を提供すること。
2. 個人的利得のために賠償請求者と賠償処理者、関係者の間で共謀すること。
3. 職務、権限を濫用して賠償請求の処理、返済責任の確定および損害を与えた公務執行者の懲戒の検討、処理の過程に違法に干渉すること。

4. 賠償請求を処理しないことまたは賠償処理決定を出さないことまたは違法に賠償請求を処理すること。
5. 返済責任を確定しないことまたは損害を与えた公務執行者の懲戒の検討、処理を行わないこと。
6. 賠償請求処理活動に嫌がらせ、妨害を行う。

第 II 章

国家賠償責任の範囲

第 17 条 行政管理活動における国家賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 違法に行政違反処罰決定を出す；
2. 違法に防止措置を適用し、行政違反処理を保証する；
3. 違法に以下の行政違反結果克服措置の 1 つを適用する。
 - a) 建築物、建築物の無許可建築部分または許可書通りでない建築部分の取り壊しの強制；
 - b) 商品、商品包装、販売手段、物品の違反要素の除去の強制；
 - c) 品質を保証しない製品、商品の回収の強制；
4. 違法に行政違反処罰決定の実施強制措置を適用する；
5. 違法に以下の行政処理措置の 1 つを適用する。
 - a) 社、坊、市鎮での教育；
 - b) 更生施設への収用；
 - c) 強制教育施設への収用；
 - d) 強制薬物依存症回復施設への収用；
6. 告訴人が要求する場合に告訴人を保護するための以下の各措置を適用しないまたは告訴法の規定と異なって適用する。

- a) 懲戒処分決定または告訴人の法的権利利益を侵害するその他の決定の一部または全部の中止、一時中止、取消；告訴人の職場における作業の地位、仕事の地位、所得および仕事からのその他法的利益の回復；
 - b) 告訴人の法的権利利益を侵害する行政決定、行政行為の一部または全部の中止、一時中止、取消；告訴人が居住地で侵害された法的権利利益の回復；
 - c) 法律規定による、告訴人の生命、健康、財産、名誉、尊厳、信用の侵害行為または侵害の脅威の防止、処理措置の適用；
7. 故意の誤情報提供に関する情報アクセス法の規定による厳禁行為を実施するが修正せず、情報を再提供しない；
 8. 管轄国家機関が発給する営業登録証明書、営業世帯登録証明書、投資登録証明書、許可書および許可書と同等の価値を持つ各書類を違法に発給する、違法に回収する、または違法に発給しない。
 9. 違法に税、料金、手数料を適用する；違法に税、料金、手数料を徴収する；違法に追徴課税、税還付を行う；違法に土地使用料を徴収する；
 10. 違法に税関手続を適用する；
 11. 違法に土地交付、土地賃貸、土地回収、土地用途変更許可を行う；違法に賠償、支援、土地明け渡し、再定住を行う；違法に土地使用权、住宅および土地に定着するその他財産所有権証明書を発給または回収する；
 12. 違法に紛争事件処理決定を出す；
 13. 申請者に申請する権利がないことを示す法的根拠があるまたは対象が保護の条件を満たさないことを示す法的根拠がある場合に保護証明書を発給する；法的根拠なしに、対象が保護の条件を満たさないとの理由で保護証明書発給を拒否する；法的根拠なしに、保護証明書の効力を終了する；
 14. 総局長および同等以下の公務員に対して、違法に退職を強制する懲戒処分決定を出す。

第 18 条 刑事訴訟活動における国家賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 法律違反行為を行っていない、刑事訴訟法の規定による根拠なしに緊急留置された者；
2. 逮捕された者、被暫定留置人だが刑事訴訟活動において権限を有する機関・者が、その者は法律違反行為を行っていないため、釈放を決定する、暫定留置決定を取り消す、逮捕状、暫定留置期限延長決定を承認しない旨の決定が出た者；
3. 勾留されたが、犯罪がなかったことまたは行為が犯罪を構成しないことまたは事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったことを確定する、刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出た者；
4. 刑に服し終えたまたは現在有期懲役、終身刑に服している、または死刑囚、死刑を執行されたが、犯罪がなかったことまたは行為が犯罪を構成しないことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出た者；
5. 立件手続が取られ、起訴され、審理され、判決執行をされて暫定留置、勾留、懲役刑の執行をされなかったが、犯罪がなかったことまたは行為が犯罪を構成しないことまたは事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出た者；
6. 1つの事件での複数の罪について立件手続が取られ、起訴され、審理され、懲役刑に服した後、その者が1つまたはいくつかの罪を犯さなかったことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出、残りの罪の刑罰を足した刑罰全体が勾留された、懲役刑に服した期間より短い場合、その者が服すべき罪の刑罰の程度を超えて勾留された、懲役刑に服した期間に対応する損害賠償を受ける者；
7. 1つの事件での複数の罪について立件手続が取られ、起訴され、審理され、死刑判決を受けたが未執行であり、その後、その者が死刑判決を受ける罪を犯さなかったことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出、残りの罪の刑罰を足した刑罰全体が勾留された期間より短い場合にその者が

服すべき罪の刑罰全体の程度を超えて勾留された期間に対応する損害賠償を受ける者；

8. 複数の判決を受け、裁判所がそれら複数の判決の刑罰を足した後、その者が1つまたはいくつかの罪を犯さなかったことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出、残りの罪の刑罰が勾留された、懲役刑に服した期間より短い場合にその者が服すべき罪の刑罰の程度を超えて勾留された、懲役刑に服した期間に対応する損害賠償を受ける者；

9. 立件手続が取られ、起訴され、審理され、判決執行をされた後、犯罪がなかったことまたは法人の行為が犯罪を構成しないことまたは事件捜査期限が到来したが法人が罪を犯したことを証明できなかったことおよびその法人が法律違反行為を実施しなかったことを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出た商業法人；

10. 没収、差押、留置、押収、処分による損害を受けた財産がある、凍結された口座がある個人、組織または本条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項および第9項で規定する各場合に関連する損害を受けたその他の個人、組織。

第19条 民事訴訟、行政訴訟活動における国家賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 職権により違法に緊急仮処分を適用する；
2. 個人、組織が要求した緊急仮処分と異なる緊急仮処分を適用する；
3. 個人、組織の緊急仮処分適用要求を超えて緊急仮処分を適用する；
4. 法律規定による期限通りではなく緊急仮処分を適用するかまたは正当な理由なしに緊急仮処分を適用しない；
5. 法的効力がある判決、決定を出すか、管轄機関に違法と結論付けられ、その判決、決定を出した者が懲戒処分を受け、刑事責任を追及される；

6. 資料、証拠を追加、除去、修正、粉飾、廃棄あるいは損壊するかまたは他の行為により事件・件の内容を偽造し、違法な判決、決定の発行に至る。

第 20 条 刑事判決執行活動における国家賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 刑法が規定する死刑判決が執行されない場合に属する者に対して、死刑判決を執行する；
2. 懲役の判決が出た者を裁判所の判決、決定による判決執行期限を超えて拘置する；
3. 以下の各決定の 1 つを実施しない。
 - a) 懲役の判決が出た者に対する裁判所の判決執行延期決定；
 - b) 現在懲役刑に服役中の者に対する裁判所の判決執行一時中止決定；
 - c) 現在懲役刑に服役中の者に対する裁判所の懲役刑服役期限短縮決定；
 - d) 懲役の判決が出た者に対する裁判所の期限前条件付き解放決定；
 - dd) 懲役の判決が出て特赦される者に対する国家主席の特赦決定；
 - e) 判決が出て大赦される者に対する国会の大赦決定。

第 21 条 民事判決執行活動における国家賠償責任の範囲

国家は、以下の各場合に損害賠償責任を負う。

1. 以下の決定の 1 つを違法に出すかまたは出さない。
 - a) 判決執行決定；
 - b) 判決執行決定の取消、無効、変更、補充決定；
 - c) 判決執行保証措置の適用決定；
 - d) 判決執行の強制決定；
 - dd) 判決執行の延期決定；
 - e) 判決執行の一時中止、中止決定；

g) 判決執行の継続決定；

2. 本条第1項に規定する各決定の1つを、違法に執行運営するかまたは執行運営しない。

第III章

賠償される損害

第22条 損害の確定

1. 賠償される損害とは、本法第23条、第24条、第25条、第26条および第27条で規定する発生した現実の損害、各利子および本法第28条で規定するその他の費用である。

2. 賠償される損害額は、本条第43条で規定する賠償請求の一件書類を受理した時点でまたは本条第52条第1項および第55条で規定する場合については第一審裁判所が損害額を確定した時点で計算される。賠償請求者が本条第52条第2項の規定により裁判所に賠償請求の処理を要求する訴えを提起する場合も、損害額はその前の賠償請求の一件書類を受理した時点で計算される。

3. 本法第23条第3項、第4項および第5項、第24条、第25条第1項、第2項および第3項、第26条第1項、第2項、第3項および第4項第a号、第27条第3項で規定する賠償される損害の確定の根拠とする期間は、現実の損害の発生日からその損害が終わるまで計算される。

政府は、本項の詳細を規定する。

第23条 財産が侵害されたことによる損害

1. 財産が売却、喪失された場合、損害は本法第22条第2項で規定する時点の同種の財産または同じ性能、技術規格、機能の財産の市場価格並びに市場における財産の価値下落の程度に基づいて確定される。賠償額計算の根拠とする財産の現状を確定する時点は、損害が発生した時点である。

2. 財産が損傷した場合、確定される損害は、財産の修理、回復のための本法第 22 条第 2 項で規定する時点の市場価格による関連費用である；損傷した財産が修理、回復できない場合、損害は本条第 1 項の規定により確定される。

3. 財産を使用、利用しないことにより発生する損害の場合、確定される損害は、実際に失った所得である。賃貸市場がある財産では、実際に失った所得は、同種の財産または同じ技術規格、性能、機能および品質の財産の本法第 22 条第 2 項で規定する時点の 1 カ月の平均賃貸料に合わせて確定される；賃貸市場がない財産では、実際に失った所得は、損害を被った財産が損害発生の時点の前に通常の条件でもたらず連続 3 カ月の平均所得に基づいて確定される。

4. 管轄国家機関の決定に従い国家予算に納入した金額または押収された、判決を執行された金額、管轄機関の決定に従い差し入れた補償金の場合、損害を受けた者にそれら各金額および利子を返済すること。

それら各金額が有利子の借入金である場合、計算される利子は、民法の規定による合理的な貸付利子である。

それら各金額が有利子の借入金でない場合、利子は、本法第 22 条第 2 項で規定する時点で民法の規定による合意がない場合に支払遅延により発生する利率により計算される。

5. 損害を受けた者が、効力が発生した民事、経済取引における義務違反により罰金の支払が必要だった民事、経済取引を実施できない場合、合意がなされた罰の程度による罰金額およびその罰金額の利子が損害として確定される。

その罰金額が有利子の借入金である場合、計算される利子は、民法の規定による合理的な貸付利子である。

それら罰金額が有利子の借入金でない場合、利子は、本法第 22 条第 2 項で規定する時点で民法の規定による合意がない場合に支払遅延により発生する利率により計算される。

6. 緊急事態の要請を超えたために損害が発生した場合、緊急事態の要請を超えた部分の損害が賠償される。

7. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 24 条 現実の所得の喪失または減少による損害

1. 個人である損害を受けた者の現実の所得の喪失または減少は、以下の通り確定される。

a) 給与、賃金からの安定的所得は、損害を受けた者の給与、賃金が喪失または減少した期間の給与、賃金の額により確定される；

b) 給与、賃金からの不安定な所得は、給与、賃金が喪失したかまたは減少した期間について損害が発生した時点の前連続 3 カ月の給与、賃金の平均額に基づき確定される；

c) 季節的で不安定な所得は、現実の所得が喪失または減少した期間のその地域の同種の労働の平均所得として確定される。その地域の同種の労働の平均所得が確定できない場合、喪失または減少した現実の所得は、損害を受けた日 1 日につき損害を受けた者が居住する地域の 1 日の最低賃金が賠償される。

地域の最低日給は、国家が規定する地域の最低月給を 26 日で割って確定される。

2. 組織である損害を受けた者の喪失または減少した現実の所得は、法人所得税に関する法律規定による各所得を含む。

賠償される所得は、損害が発生した時点の前連続 2 年の平均所得に基づき確定される。平均所得の確定は、法律規定による組織の財務報告書に基づく。組織が設立から損害発生時点まで 2 年未満の場合、賠償される所得はその組織の法律規定に従った財務報告書による実際に活動した期間の平均所得に基づき確定される。

第 25 条 損害を受けた者の死亡による物質的損害

1. 損害を受けた者が死亡する前の診療、治療に関する法律規定による診療、治療費用。

2. 損害を受けた者が死亡する前の健康改善の費用は、カルテの日数に基づく診療、治療 1 日当たりの診療、治療施設がある地域の 1 日の最低賃金で確定される。

3. 損害を受けた者が死亡する前の診療、治療期間の看護人の費用は、損害を受けた者の看護1日当たりの診療、治療施設がある地域の1日の最低賃金で確定される。
4. 損害を受け死亡した者の埋葬費用は、社会保険に関する法律規定による埋葬手当の額により確定される。
5. 損害を受けた者が扶養支払義務を履行中の扶養料は、法律に別の規定があるまたは法的効力が発生した管轄国家機関の判決、決定により確定されている場合を除き、扶養支払義務を履行する月ごとに、扶養される者が居住する地域の1カ月の最低月給で確定される。

第26条 健康が侵害されたことによる物質的損害

1. 損害を受けた者の、診療、治療に関する法律規定による診療、治療の費用。
2. 損害を受けた者の健康改善の費用は、カルテの日数に基づく診療、治療1日当たりの診療、治療施設がある地域の1日の最低賃金で確定される。
3. 損害を受けた者の診療、治療期間の看護人の費用は、損害を受けた者の看護1日当たりの診療、治療施設がある地域の1日の最低賃金で確定される。
4. 損害を受けた者が労働能力を失い、通常扶養する者がいた場合、賠償される損害に以下を含む。
 - a) 損害を受けた者の看護人の費用は、損害を受けた者の看護1日当たり損害を受けた者が居住する地域の1日の最低賃金で確定される；
 - b) 損害を受けた者が扶養支払義務を履行中の扶養料は、法律に別の規定があるまたは法的効力が発生した管轄国家機関の判決、決定により確定されている場合を除き、扶養支払義務を履行する月ごとに、扶養される者が居住する地域の1カ月の最低月給で確定される。

第27条 精神的損害

1. 社、坊、市鎮で教育行政処分措置を適用された場合の精神的損害は、社、坊、市鎮で教育行政処分措置を適用された1日当たりの国家が規定する基本給の日給（以下、基本日給と称する）0.5日分として確定される。
2. 行政手続による暫定留置措置を適用された更生施設、強制教育施設、強制薬物依存症回復施設に収容された場合の精神的損害は、行政手続による暫定留置措置を適用された、更生施設、強制教育施設、強制薬物依存症回復施設に収容された1日当たり基本日給2日分として確定される。
3. 刑事訴訟活動において立件手続が取られ、起訴され、審理され、判決執行され、防止措置を適用され、損害を受けた者の場合の精神的損害は、以下の通り確定される。
 - a) 緊急留置され損害を受けた者の場合の精神的損害は、基本日給2日分として確定される；
 - b) 逮捕され、暫定留置され、勾留され、懲役刑を執行され、損害を受けた者の場合の精神的損害は、逮捕された、暫定留置された、勾留された、懲役刑を執行された1日当たり基本日給5日分として確定される；
 - c) 逮捕されず、暫定留置されず、勾留されずまたは懲役刑ではない刑を執行され、損害を受けた者の場合の精神的損害は、本項第d号で規定する場合を除き、逮捕されず、暫定留置されず、勾留されず、刑を執行された1日当たり基本日給2日分として確定される；
 - d) 非拘束更生刑に服し、懲役刑の執行を猶予され、損害を受けた者の場合の精神的損害は、刑執行1日当たり基本日給3日分として確定される；
 - dd) 損害を受けた者が裁判所の判決、決定による刑の執行を終えた後に、その者が刑事訴訟活動において賠償を受ける場合に属することを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定が出た場合の精神的損害は、その者が刑事訴訟活動において賠償を受ける場合に属することを確定する刑事訴訟活動において権限を有する機関・者の判決、決定がなかった1日当たり基本日給2日分として確定される。

4. 損害を受けた者が死亡した場合の精神的損害は、基本月給 360 カ月分として確定される。損害を受けた者が死亡した場合、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項および第 5 項で規定する精神的損害の賠償を適用しない。
5. 健康が侵害された場合の精神的損害は、健康を害された程度に基づき確定されるが、基本月給 50 カ月分を超えない。
6. 公務員が違法に退職を強制する懲戒処分を受けた場合の精神的損害は、違法に退職を強制された 1 日当たり基本給 1 日分として確定される。
7. 基本日給は、基本月給を 22 日で割って確定される。

第 28 条 賠償されるその他の各費用

1. 賠償されるその他の各合理的費用は、以下を含む。
 - a) 宿泊費、交通費、資料印刷、郵送の費用；損害を受けた者の弁護士、適法な権利利益保護人の費用；
 - b) 刑事訴訟における被暫定留置人、勾留された者、懲役受刑者の親族の訪問のための交通費。

被暫定留置人、勾留された者、懲役受刑者の親族は、暫定留置、勾留の執行に関する法律、刑事判決執行に関する法律の規定により確定される。

2. 本条第 1 項第 a 号で規定する費用は以下の通り確定される。
 - a) 宿泊費、交通費、資料印刷の費用は、本法第 22 条第 2 項で規定する時点で確定された価額の載った請求書、法的書類に従って支払われるが、最大でも財政省が幹部職員、公務員の出張経費；国家機関の会議運営費用について規定するレベルを超えない；

本号で規定する各費用について賠償請求者が請求書、法的書類を提出できない場合、賠償される費用は不服申立または告訴または訴訟参加の開始時点から管轄機関の有効な賠償処理書類ができた日まで 1 年当たり本法第 22 条第 2 項で規定する時点の基本月給 6 カ月分を超えない；

b) 国家機関、処理権限を有する者宛の郵送費は、本法第 22 条第 2 項で規定する時点で確定される価額が載った郵便料金領収書により計算される。

本号で規定する各費用について賠償請求者が料金領収書を提出できない場合、賠償される費用は不服申立または告訴または訴訟参加の開始時点から管轄機関の有効な賠償処理書類ができた日まで 1 年当たり本法第 22 条第 2 項で規定する時点の基本月給 1 カ月分を超えない；

c) 損害を受けた者の弁護士、適法な権利利益保護人の費用は、実際の契約に従って支払われるが、訴訟執行機関の要求により訴訟に参加する弁護士について政府が規定する報酬額を超えず、1 つの時点で、損害を受けた者の弁護士 1 人または適法な権利利益保護人 1 人に対してだけ支払う。

3. 本条第 1 項第 b 号で規定する費用は、実際の訪問人数、回数により確定されるが、暫定留置、勾留の執行に関する法律、刑事判決執行に関する法律の規定による訪問可能な最大の人数、回数を超えない。実際の訪問人数、回数が証明できない場合、この費用は暫定留置、勾留の執行に関する法律、刑事判決執行に関する法律の規定による訪問可能な最大の人数、回数により確定される。

4. 本条で規定する賠償が受けられる費用を確定する根拠とする時間は、現実の損害が発生した日から管轄機関の有効な賠償処理書類ができた日までとする。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 29 条 損害を受けた者のその他の法的権利利益の回復

1. 本法第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条で規定する賠償される各損害の他に、個人である損害を受けた者は、以下の法的権利利益が回復される。

a) (もしあれば) 職務、仕事の回復および関連の法律規定による各制度、政策；

b) 勉学の権利の回復；

c) 政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織のメンバー資格の回復。

2. 本法第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 28 条で規定する賠償される各損害の他に、組織である損害を受けた者は、法律規定によるその他の法的権利利益も回復される。

3. 本条第 1 項および第 2 項で規定するその他の法的権利利益回復の手順、手続は、法律規定および関連する各組織の各規定、規則、規約により実施される。

第 30 条 財産の返還

1. 違法に没収、差押、留置、押収された財産は、没収、差押、留置、押収決定が取り消された時、直ちに返還されること。

2. 行政管理活動において違法に差押、押収された財産の返還は、行政違反処理に関する法律規定により実施される。

3. 民事判決執行活動において違法に留置された財産の返還は、民事判決執行に関する法律規定により実施される。

4. 訴訟活動において違法に没収された財産の返還は、訴訟に関する法律規定および関連する法律のその他の規定により実施される。

第 31 条 名誉回復

1. 刑事訴訟活動において損害を受けた者、違法に退職を強制する懲戒処分を受けた公務員、違法に更生施設、強制教育施設、強制薬物依存症回復施設に収用する行政処理措置を適用された者は、名誉を回復される。

2. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、本条第 1 項で定める各場合に、損害を受けた者の名誉回復を積極的に実施する責任を負う。名誉回復は、本法第 V 章第 3 節の規定により実施される。

第 32 条 国家が賠償しない各損害

1. 国家は以下の各損害について賠償を行わない。

a) 完全に損害を受けた者の故意、過失により発生した損害；

b) 公務執行者が必要で、可能な範囲のすべての措置を適用したとしても客観的に予測不可能で克服不可能な中発生した損害；

c) 公共の利益、ならびに損害を受けた者または他の者の合法的権利利益を実際に直接脅かしているある危険を避けたいと公務執行者が望むが他の方法がなく、防止すべき損害より小さい損害が及ぶ行動を取らざるを得ない状況で発生した損害。ただし、本条第 23 条第 6 項で規定する場合を除く。

2. 本条第 1 項で規定する各損害の他に、刑事訴訟活動において、国家は以下の各損害について賠償を行わない。

a) 刑事責任を追及される者が刑法の規定により刑事責任を免れる場合に属する場合に発生した損害；

b) 損害を受けた者が他の者の代わりに罪を負うためにまたは犯罪を隠すために虚偽の証言をしたことまたは事実と異なる資料、物証を提供したことにより発生した損害；

c) 法律違反行為を行った者に犯罪を構成する明確な表れがあり、損害を受けた者の要求により立件手続が取られ、立件手続が取られた刑事事件において起訴されたが、損害を受けた者が立件手続の要求を取り下げたことによって事件が中止されたことにより発生した損害；

d) 立件手続、起訴、審理の時点で法規範文書に従って正しく立件手続が取られ、起訴され、審理された者について、判決、決定が出る時点でその者は立件手続、起訴、審理の日より後に公表され効力が発生した新しい法規範文書に従って刑事責任を負う必要がなくなったことにより発生した損害。

3. 本条第 1 項で規定する各損害の他に、民事訴訟、行政訴訟活動において、国家は公務執行者が要求者の要求通りに緊急仮処分を適用し、緊急仮処分を適用された者または第三者に損害を発生させた際に発生する損害の賠償を行わない。裁判所に不正に緊急仮処分の適用を要求し、適用される者または第三者に損害を発生させる者は、民事訴訟に関する法律規定により損害を受けた者に賠償すること。

4. 本条第 1 項で規定する各損害の他に、民事判決執行活動において、国家は公務執行者が当事者の要求通りに判決執行保証措置を適用したが損害を発生させた場合に発生した損害の賠償を行わない。執行官に不正に保障措置の適用を要求し、

適用される者または第三者に損害を発生させる者は、民事判決執行に関する法律規定により損害を受けた者に賠償すること。

第 IV 章

賠償処理機関

第 33 条 行政管理活動における賠償の処理機関

1. 中央の賠償処理機関は以下を含む。
 - a) 省庁、政府機関は、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。ただし、本項第 b 号で規定する場合を除く；
 - b) 省庁に属するかまたは政府機関に属する総局、局、法人格を有し独自予算があるその他のユニットは、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。
2. 省、中央直轄市の賠償処理機関は以下を含む。
 - a) 省級人民委員会は、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。ただし、本項第 b 号で規定する場合を除く；
 - b) 省級人民委員会直属の専門機関または各機関、法人格を有し独自予算があるユニットは、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。
3. 県級人民委員会は、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。
4. 社級人民委員会は、自らが直接管轄する範囲に損害を発生させた公務執行者が属する場合の賠償処理機関である。
5. 情報アクセス法の規定により情報提供を管轄する機関。
6. 告訴法の規定により告訴人の保護に必要な措置の適用を管轄する機関。
7. 公務員に退職を強制する懲戒処分決定を出す機関。

8. 刑事裁判、民事裁判、行政裁判に関する法律規定により事件処理を管轄する裁判所；行政違反処理法の規定により行政処理措置の適用を管轄する裁判所。

第 34 条 刑事訴訟活動における賠償を処理する捜査機関、各種捜査活動の執行を任ぜられた機関

捜査機関または各種捜査活動の執行を任ぜられた機関は、以下の各場合の賠償処理機関である。

1. 緊急の場合に、刑事訴訟法の規定による根拠なく、法律違反行為を実施しなかった者の留置命令を出した；逮捕命令、暫定留置命令を出したが、その者が法律違反行為を行っていないため、権限を有する機関・者が釈放を決定する、暫定留置決定を取り消す、逮捕状を承認しない、暫定留置期限延長決定を承認しない；
2. 被告人の立件手続を取る決定を出したが、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため、検察院が立件手続決定を承認しない；
3. 検察院が追加捜査のために事件一件書類の返却を決定し、捜査機関が起訴を提案する追加捜査の結論または新しい捜査の結論を出す、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため、検察院が被告人の事件の中止決定を出す。

第 35 条 刑事訴訟活動における賠償を処理する検察院

検察院は、以下の各場合の賠償処理機関である。

1. 捜査機関または各種捜査活動の執行を任ぜられた機関の逮捕命令、暫定留置期限延長決定を承認したが、逮捕された、暫定留置された者に法律違反行為がなかった；
2. 捜査機関、各種捜査活動の執行を任ぜられた機関の被告人立件手続決定、勾留命令を承認したかまたは被告人の立件手続決定、勾留命令、勾留期限延長決定を出したが、その後、本法第 34 条第 3 項で規定する場合を除き、犯罪がなかったことまたは行為が犯罪を構成しないこと、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったことを確定する権限を有する機関・者の決定が出た；追加捜査のために事件一件書類の返却を決定したが、追加捜査の結果に基づき、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件

捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため、検査機関が被告人に対する捜査の中止決定を出した；

3. 被告の起訴決定を出したが、第一審級裁判所が被告には犯罪がなかったか、または行為が犯罪を構成しなかったため無罪であると宣し、第一審判決が法的効力を発した；

4. 第一審級裁判所が追加捜査のために事件一件書類の返却を決定したが、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため、権限を有する機関・者の捜査中止、事件中止の決定が出た；

5. 第一審級裁判所が追加捜査のために事件一件書類の返却を決定したが、その後、被告には犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため無罪であると宣し、第一審判決が法的効力を発した；

6. 控訴審級裁判所が、被告には犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため無罪であることを確定する第一審級裁判所の判決、決定をそのまま維持した；

7. 控訴審級裁判所が、被告には犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため無罪であることを確定する第一審級裁判所の判決、決定をそのまま維持し、その後、裁判所が監督審の手續に従い審理を行い、再審でも被告には犯罪がないかまたは行為が犯罪を構成しないため無罪であることを確定する控訴審級裁判所の判決、決定をそのまま維持した。

第 36 条 刑事訴訟活動における賠償を処理する裁判所

1. 第一審級裁判所は、以下の各場合の賠償処理機関である。

a) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣したが、控訴審級裁判所が第一審判決を破棄し、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため被告の無罪を宣し事件を中止した；

b) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣したが、控訴審級裁判所が再捜査のために第一審判決を破棄し、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかつ

たか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため被告の捜査が中止され、事件が中止された；

c) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣したが、控訴審級裁判所が再審理のために第一審判決を破棄し、その後、被告には犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため無罪判決が出た；

d) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣し、判決が法的効力を発したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が第一審判決を破棄し、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため事件を中止した；

dd) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣し、判決が法的効力を発したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が再捜査のために第一審判決を破棄し、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため被告の捜査が中止され、事件が中止された；

e) 第一審級裁判所が被告の有罪を宣し、判決が法的効力を発したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が再審理のために第一審判決を破棄し、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため被告の無罪宣告が出た。

2. 控訴審級裁判所は、以下の各場合の賠償処理機関である。

a) 控訴審級裁判所が被告の有罪を宣したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が控訴審判決を破棄し、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため事件を中止した；

b) 控訴審級裁判所が被告の有罪を宣したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が再捜査のために控訴審判決を破棄し、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため被告の捜査が中止され、事件が中止された；

c) 控訴審級裁判所が被告の有罪を宣したが、監督審、再審の権限を有する裁判所が再審理のために控訴審判決を破棄し、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため被告の無罪宣告が出た。

3. 監督審、再審の権限を有する上級人民裁判所、中央軍事裁判所は、以下の各場合の賠償処理機関である。

a) 最高人民裁判所裁判官合議体が、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため、被告の有罪を確定した級人民裁判所、中央軍事裁判所の監督審、再審決定を破棄し、事件を中止した；

b) 最高人民裁判所裁判官合議体が、再捜査のために、被告の有罪を確定した上級人民裁判所、中央軍事裁判所の監督審、再審決定を破棄したが、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため被告の捜査が中止され、事件が中止された；

c) 最高人民裁判所裁判官合議体が、再審理のために、被告の有罪を確定した上級人民裁判所、中央軍事裁判所の監督審、再審決定を破棄したが、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため被告の無罪宣告が出た。

4. 最高人民裁判所は、以下の各場合の賠償処理機関である。

a) 最高人民裁判所裁判官合議体が、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため、被告の有罪を確定する自らの監督審、再審決定を破棄し、法的効力を発した下級裁判所の判決、決定を破棄すると同時に事件内容に関して決定し、被告の無罪を宣した；

b) 最高人民裁判所裁判官合議体が、再捜査のために、被告の有罪を確定した自らの監督審、再審決定を破棄し、法的効力を発した下級裁判所の判決、決定を破棄したが、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったか、または事件捜査期限が到来したが被告人が罪を犯したことを証明できなかったため被告の捜査が中止され、事件が中止された；

c) 最高人民裁判所裁判官合議体が、再審理のために、被告の有罪を確定した自らの監督審、再審決定を破棄し、法的効力を発した下級裁判所の判決、決定を破棄したが、その後、犯罪がなかったかまたは行為が犯罪を構成しなかったため被告の無罪宣告が出た。

第 37 条 民事訴訟、行政訴訟活動における賠償を処理する裁判所

1. 本法第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項および第 4 項で規定する緊急仮処分適用決定を出す権限を有する裁判所は、賠償処理機関である。
2. 第一審級裁判所は、本法第 19 条第 5 項および第 6 項で規定する法的効力を発した第一審判決、決定を出し、その判決、決定が監督審または再審の手續により破棄された場合に、賠償処理機関となる。
3. 控訴審級裁判所は、本法第 19 条第 5 項および第 6 項で規定する法的効力を発した控訴審判決、決定を出し、その判決、決定が監督審または再審の手續により破棄された場合に、賠償処理機関となる。
4. 監督審、再審の手續により審理を行う裁判所は、本法第 19 条第 5 項および第 6 項で規定する法的効力を発した監督審、再審決定を出し、その決定が監督審または再審の手續により破棄された場合に、賠償処理機関となる。
5. 本法第 19 条第 5 項および第 6 項で規定する法的効力を発した判決、決定を出した裁判所は、本条第 6 項で規定する場合を除き、最高人民裁判所裁判官合議体が特別な手續によりその判決、決定を破棄した場合に、賠償処理機関となる。
6. 最高人民裁判所は、最高人民裁判所裁判官合議体が特別な手續により自らの決定を破棄し、本法第 19 条第 5 項および第 6 項で規定する法的効力を発した下級裁判所の判決、決定を破棄し、最高人民裁判所の損害賠償責任を確定した場合に、賠償処理機関となる。
7. 刑事訴訟法、民事訴訟法の規定により事件の処理を行う権限を有する裁判所。

第 38 条 刑事判決執行活動における賠償を処理する機関

1. 刑事判決執行法の規定による人民公安の各級刑事判決執行機関。
2. 刑事判決執行法の規定による人民軍の各級刑事判決執行機関。
3. 刑事判決執行法の規定による各種刑事判決執行を任せられた機関。
4. 刑事訴訟法、民事訴訟法の規定による事件処理権限を有する裁判所。

第 39 条 民事判決執行活動における賠償を処理する機関

1. 民事判決執行局および民事判決執行支局。
2. 軍区および同等の判決執行機関。
3. 刑事訴訟法、民事訴訟法の規定による事件処理権限を有する裁判所。

第 40 条 いくつかの具体的な場合の賠償処理機関の確定

1. 賠償処理機関が損害を与えた公務執行者を直接管理する機関である場合、いくつかの具体的な場合の賠償処理機関の確定について、以下の通り規定される。
 - a) 賠償処理機関がすでに分割、併合、統合または解散されている場合、その機関の機能、任務を承継する機関が賠償処理機関である；解散された機関の機能、任務を承継する機関がない場合、解散決定を出した機関が賠償処理機関である；解散決定を出した機関が国会、国会常務委員会、政府、首相である場合、国家賠償作業に関する国家管理機関が賠償処理機関確定の権限を有する；
 - b) 複数の機関に属する複数の公務執行者が共に損害を与えた場合、任務実施を統括する機関が賠償処理機関である；賠償処理機関について意見が一致しない場合、国家賠償作業に関する国家管理機関が賠償処理機関確定の権限を有する；
 - c) 損害を与えた公務執行者が、賠償請求受理の時点で、損害を与えた時点でその者を管理した機関で働いていない場合、賠償処理機関は損害を与えた時点で公務執行者を管理した機関である；
 - d) 公務執行の委任または委託がある場合、委任した機関または委託した機関が賠償処理機関である；国家機関である受任機関、受託機関が委任、委託の内容を正しく実施せず損害を与えた場合、その機関が賠償処理機関である。
2. 裁判所での刑事訴訟、行政訴訟過程で賠償請求を処理する場合、事件処理を受理中の裁判所が賠償処理機関である。
3. 賠償請求者が、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関および賠償請求処理の管轄裁判所に同時に請求する場合、先に賠償請求を受理した機関が賠償処理機関である。

第 V 章

賠償請求処理手続

第 1 節 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関における賠償請求処理

第 41 条 賠償請求の一件書類

1. 損害を受けた者が直接賠償請求をする場合、賠償請求の一件書類（以下、一件書類と称する）は、以下のものを含む。

a) 賠償請求文書；

b) 損害を受けた者が賠償請求の根拠とする文書を送付できないまたは作れない場合を除き、賠償請求の根拠とする文書；

c) 損害を受けた者の身分証明書類；

d) 賠償請求に関連する資料、証拠（もしあれば）。

2. 賠償請求者が損害を受けた者の相続人（相続人が複数いる場合はそれら相続人が代表者を 1 人選ぶこと）または代理人である場合、本条第 1 項第 a 号、第 b 号および第 d 号で規定する各資料の他、一件書類に以下の各資料も含むこと。

a) 損害を受けた者の相続人、代理人の身分証明書類；

b) 委任による代理の場合、合法的な委任書類；

c) 損害を受けた者が死亡したが遺言がある場合、賠償請求者は遺言を提供すること。遺言がない場合、相続権に関する法的書類が必要である。

3. 賠償請求書類は、下記の内容を含むこと。

a) 賠償請求者の氏名、住所、連絡先電話番号（もしあれば）；

b) 賠償請求書類作成年月日；

c) 公務執行者の損害を与えた行為；

d) 発生した現実の損害と損害を与えた公務執行者の行為との間の因果関係；

dd) 賠償請求の損害、計算方法および額；

e) 賠償経費の前払い願い（もしあれば）；

g) 賠償請求者が賠償請求の根拠とする文書を収集できない場合、賠償処理機関への賠償請求根拠文書の収集依頼。その文書の名前および文書収集の住所を明記すること。

h) 名誉回復請求（もしあれば）；

i) その他法的権利利益回復請求（もしあれば）。

損害を受けた者が名誉回復だけを請求する場合、賠償請求書類は、本項第 a 号、第 b 号、第 c 号、第 d 号、第 g 号および第 h 号で規定する内容を含むこと。

4. 賠償請求者は、一件書類 1 部を直接または郵便サービス経由で送り賠償処理機関に提出する。

賠償処理機関を直ちに確定できない場合、賠償請求者は、損害を受けた者の居住地または本社がある場所の司法事務所に一件書類を提出する。司法事務所は、5 業務日以内に賠償処理機関を確定し、一件書類を賠償処理機関に送り、賠償請求者に文書で通知する責任を負う。

5. 賠償請求者が一件書類を直接提出する場合、本条第 1 項第 b 号、第 c 号、第 d 号および第 2 項で規定する各書類、資料および証拠はコピーで、対照のために原本を用意すること；賠償請求者が一件書類を郵便サービス経由で送る場合、本条第 1 項第 b 号、第 c 号、第 d 号および第 2 項で規定する各書類、資料および証拠は認証に関する法律規定による認証が行われたコピーである。

第 42 条 一件書類の受付および処理の手続

1. 賠償処理機関は、賠償請求者が一件書類を直接提出する場合、一件書類を受け付け、一件書類受取簿に記入し、賠償請求者に一件書類受取確認書を発給する。一件書類が郵便サービス経由で送付される場合、賠償処理機関は一件書類を受け取った日から 2 業務日以内に文書で一件書類受取について賠償請求者に通知すること。

2. 一件書類を受け取った日から 5 業務日以内に、賠償処理機関の長は、以下のことを実施する。

- a) 本法第 41 条第 1 項および第 2 項の規定による一件書類がまだ不十分である場合、賠償請求者に一件書類への補充を要求する；
 - b) 賠償請求者が賠償処理機関に賠償請求の根拠とする文書の収集を依頼する場合、国家機関、権限を有する者にその文書の提供を要求し、またはその文書の内容が明確でない場合、賠償請求の根拠とする文書の内容を明らかにすることを要求する。
3. 本条第 2 項で規定する賠償処理機関の長の要求を受けた日から 5 業務日以内に、賠償請求者は一件書類を補充すること。国家機関、権限を有する者は、賠償請求の根拠とする文書を提供するか、または賠償請求の根拠とする文書の内容を明らかにすること。民法の規定による不可抗力の事象または客観的な阻害があった期間は、本項で規定する期限の計算に入れない。

第 43 条 一件書類の受理および賠償処理者の選任

1. 本法第 41 条の規定による適切な一件書類を受け取った日から 2 業務日以内に、賠償処理機関は本条第 2 項で規定する場合を除き、一件書類を受理し受理簿に載せること。
2. 賠償処理機関は、以下の各根拠の 1 つがある場合、一件書類を受理しない。
 - a) 賠償請求が自らの処理管轄に属さない；
 - b) 賠償請求の時効を過ぎている；
 - c) 賠償請求が本法第 II 章で規定される国家賠償責任の範囲に属さない；
 - d) 賠償請求者が本法第 5 条の規定による賠償請求権者でない；
 - dd) 一件書類が本法第 41 条の規定と比べて不十分だが、賠償請求者が本法第 42 条第 3 項で規定する期限までに補充しない；
 - e) 賠償請求が本法第 52 条第 1 項第 a 号の規定により実施され、管轄裁判所により民事訴訟手続に従って受理された；
 - g) 賠償請求が本法第 55 条第 1 項の規定により管轄裁判所により認められた；
 - h) 賠償請求が法的効力を発生した判決、決定により処理された。

3. 賠償処理者の選任は、以下の通り実施される。

a) 賠償処理機関は、一件書類受理日から2業務日以内に、賠償処理者を選任すること；

b) 賠償処理者は、賠償請求が発生した部門、分野の専門、業務に関する経験を有する者である；損害を与えた公務執行者または損害を受けた者の、その件に関連する権利利益を有する者または民法の規定による親族ではない。

4. 一件書類の受理、一件書類の不受理および賠償処理者の選任は、賠償請求者および国家賠償作業に関する国家管理機関に文書で通知されること。一件書類不受理の場合、一件書類を返却し、理由を明記すること；本条第2項第a号に規定する場合、賠償請求者に処理権限を有する機関を案内する。

一件書類を受理したが本条第2項で規定する根拠の1つがある場合、賠償処理機関は、処理を中止し、受理簿から件名を消し、賠償請求者に一件書類を返却する。

5. 損害を受けた者が名誉回復だけを請求する場合、本節の規定による賠償処理決定を出さない。名誉回復は、本章第3節の規定により実施される。

第44条 賠償経費の前払い

1. 本法第41条第3項第e号に規定する賠償請求者の依頼により、賠償処理機関は、以下の損害に対する賠償経費の前払いを行う。

a) 本法第27条第1項、第2項、第3項、第4項および第6項で規定する精神的損害；

b) すぐに計算可能で立証不要のその他の損害。

2. 賠償経費前払いの手順、手続は以下の通り実施される。

a) 一件書類受理の直後に、賠償処理者は本条第1項で規定する各損害額を確定し、賠償処理機関の長に賠償請求者への賠償経費の前払いおよび前払い額を提案する責任を負う；

b) 管轄当局から任された行政管理予算が残っている場合、賠償処理機関は、提案を受け取った日から 5 業務日以内に、賠償請求者への経費前払いの支払を完了すること。

賠償請求者に支払うために前払いを行った経費に基づき、賠償処理機関は、管轄の財政機関に賠償請求者に前払いを行った経費の補充給付を依頼する。

c) 管轄当局から任された行政管理予算が十分残っていない場合、賠償処理機関の長は依頼を受けた日から 2 業務日以内に管轄の財政機関に賠償請求者に支払うための経費前払い依頼文書を作成する。

3. 財政機関は、以下の通り賠償処理機関に経費を給付する責任を負う。

a) 賠償処理機関が賠償請求者への経費前払いを行った場合、管轄の財政機関は、本条第 2 項第 b 号で規定する経費補充依頼を受けた日から 7 業務日以内に賠償処理機関に経費を補充する責任を負う；

b) 賠償処理機関が経費前払い依頼書類を作成した場合、管轄の財政機関は、本条第 2 項第 c 号で規定する依頼書類の受領日から 7 業務日以内に賠償処理機関に経費を給付する責任を負う。

4. 賠償処理機関の長は、賠償請求者への前払いの額を決定するが、本条第 1 項で規定する各損害額の 50% を下回らない。

第 45 条 損害の確認

1. 賠償処理者は、一件書類で請求される各損害の確認を実施する責任を負う。必要な場合、賠償処理者は賠償請求者、関連するその他の個人、組織に損害確認の根拠とする資料、証拠の提供を要求し、財産見積もり、損害鑑定を依頼するかまたは損害、賠償額について関連する個人、組織の意見聴取をすることができる。

2. 賠償処理者は、一件書類の受理日から 15 日以内に損害の確認を完了すること。賠償請求の処理を行う件に複雑な事実関係が複数ある、または複数の場所で確認する必要がある場合、損害確認の期限は一件書類の受理日から 30 日である。

損害確認の期限は、賠償請求者および賠償処理者の間の合意により延長可能だが、本項で規定する期限の日から最大 15 日である。

3. 賠償処理者は、損害の確認を終了した日から3業務日以内に、賠償の交渉の根拠とする損害の確認報告を完了すること。
4. 複雑な案件の場合、賠償処理機関は、国家賠償作業に関する国家管理機関、管轄の財政機関の代表者に、損害の確認への参加を依頼することができる。
5. 財産見積もり、損害鑑定のコストは、国家予算により保証される。
6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第46条 賠償の交渉

1. 賠償処理機関は、損害の確認報告が完了した日から2業務日以内に賠償の交渉を実施すること。交渉の実施日から10日以内に交渉を完了すること。賠償請求の処理を行う案件に複雑な事実関係が複数ある場合、交渉期限は最大15日である。交渉期限は、賠償請求者および賠償処理者の間の合意により延長可能だが、本項で規定する期限の日から最大10日である。
2. 交渉は、以下の各原則を保証すること。
 - a) 賠償請求者と賠償処理機関は、交渉過程で平等である；
 - b) 民主主義を保証し、交渉の各参加メンバーの意見を尊重する；
 - c) 賠償される各損害についての交渉内容、交渉結果、賠償額は本法の規定に適合すること。
3. 賠償の交渉参加メンバーは、以下を含む。
 - a) 賠償交渉の議長を務める賠償処理機関の指導部代表者；
 - b) 賠償処理者；
 - c) 本法第5条第1項、第2項および第3項で規定する賠償請求者；（もしあれば）賠償請求者の適法な権利利益保護人；
 - d) 国家賠償作業に関する国家管理機関の代表者；
 - dd) 刑事訴訟活動における賠償請求の案件の場合、管轄の検察院の代表者；

e) 必要な場合、賠償処理機関は同級の財政機関の代表者、その他の個人、組織を招き、損害を与えた公務執行者に交渉への参加を要求することができる。

4. 交渉は、以下の各場所の1つで実施される。

a) 賠償請求者が個人である場合、双方が別に合意する場合を除き、交渉場所は賠償請求者の居住地の社級人民委員会本部である；

b) 賠償請求者が組織である場合、双方が別に合意する場合を除き、交渉場所はその組織が本部を置く場所の社級人民委員会本部である。

5. 賠償の交渉内容は、以下を含む。

a) 賠償される各種損害；

b) 賠償金額；

c) その他法的権利利益の回復（もしあれば）；

d) 賠償金支払方式；

dd) 賠償請求処理に関連するその他の各内容。

6. 交渉は、以下の各ステップに従って実施される。

a) 賠償請求者が自らの賠償請求について意見を述べ、自らの賠償請求に関連する資料、証拠（もしあれば）を追加提供する；

b) 賠償処理者が損害確認報告を公表する；

c) 賠償処理者および賠償請求者が本条第5項で規定する各交渉内容について意見を交換し、合意する；

d) 議長の要求に従い、賠償処理機関の代表者が意見を述べる；損害を与えた公務執行者が意見を述べる（もしあれば）；その他の個人、組織代表者が意見を発表する；

dd) 財政機関代表者が各種損害、損害額、賠償金額について意見を述べる（もしあれば）；

e) 国家賠償作業に関する国家管理機関代表者が意見を発表する。

7. 交渉については、議事録を作成すること。各当事者が交渉を複数回実施する場合、交渉が終わるたびに議事録を作成すること。

賠償処理者は、交渉の終了直後に交渉結果議事録を作成すること。交渉結果議事録は、本条第5項に規定する主な内容を明記し、交渉が成立したか否かを明らかに確定すること。議事録には、賠償請求者の署名または指紋押捺、本条第3項で規定する各機関代表者、交渉参加者の署名をし、各人に交渉の場で1部渡すこと。

8. 交渉成立の場合、賠償処理機関の長は、本法第47条第1項の規定による賠償処理決定を出す。

交渉不成立の場合、賠償請求者は、訴えを提起し、裁判所に本法第52条第2項の規定による賠償請求の処理を要求する権利を有する。

第47条 賠償処理決定

1. 交渉成立結果議事録の作成直後、賠償処理機関の長は、賠償処理決定を出し、交渉の場で賠償請求者に渡す。

賠償請求者が賠償処理決定を受諾しない場合、賠償処理者は決定を受諾しないことについて議事録を作成する。議事録は、各交渉参加機関の代表者が署名すること。議事録は、本法第51条第1項第dd号の規定による賠償処理決定を受諾しないことの法的結果を明記すること。賠償処理機関は、議事録作成日から5業務日以内に賠償請求者に送付すること。

2. 賠償処理決定は、賠償請求者に渡した日から15日後に効力を発する。賠償処理決定は、以下の主な内容を含む。

- a) 賠償請求者の氏名、住所；
- b) 国家賠償責任確定の根拠；
- c) 本法第46条第5項に規定する各内容；
- d) 本法第44条に規定する前払いした金額（もしあれば）。

第48条 賠償処理決定の取消、変更、補充

1. 賠償処理機関の長は、以下の各根拠の1つがあることが分かった日から2業務日以内に賠償処理決定の取消決定を出し、賠償請求の処理を中止する。
 - a) 本法第7条第1項に規定する国家賠償責任を確定する各根拠が1つもないこと；
 - b) 賠償請求の根拠とする文書の偽造；
 - c) 本法第41条第1項第c号、第d号および第2項で規定する賠償請求のための資料、書類の偽造。
2. 本条第1項に規定する賠償処理決定を取り消したことの結果は、以下の通り処理される。
 - a) 損害を受けた者への賠償金が未払いの場合、賠償処理機関は本法第51条の規定による賠償処理中止決定を出し、（もしあれば）前払いした賠償金を回収する；
 - b) 損害を受けた者への賠償金が支払済みの場合、賠償処理機関は法律規定により賠償金を回収する責任を負う；
 - c) 損害を与えた公務執行者が賠償金を返済済みの場合、公務執行者を直接管理する機関は本法第69条の規定により収納済み金額を払い戻す責任を負う；
 - d) （もしあれば）その他の結果を法律規定により処理する。
3. 賠償処理機関の長は、下記の各根拠の1つがあることが分かった日から2業務日以内に再処理のための賠償処理決定取消決定を出す。
 - a) 個人的利得のために賠償請求者と賠償処理者、関係者の間で共謀する行為がある；
 - b) 賠償処理者が本法第43条第3項第b号で規定する条件を満たさない場合に、賠償請求者の請求に従う、または交渉が本法第46条第3項、第5項および第6項に規定するメンバー、内容、手続について不正に実施される。
4. 賠償処理機関の長は、賠償処理決定に間違いまたは計算ミス、綴りやデータに関する明確な誤りがあることを発見した日から2業務日以内に、賠償処理決定の修正、補充決定を出す。

5. 賠償処理決定の取消、修正、補充決定は、直ちに賠償請求者、国家賠償作業に関する管轄の国家管理機関および関連するその他各機関、組織、個人に送付されること。

第 49 条 賠償請求処理の延期

1. 賠償処理機関の長は、賠償請求者が県級以上の医療施設により確認された重病、またはその他の正当な理由により賠償請求処理過程に自ら参加できないため賠償処理機関に賠償請求処理の延期を依頼した日から 2 業務日以内に賠償処理延期決定を出すこと。

2. 賠償請求処理の延期期限は賠償請求者の依頼により確定されるが、賠償請求者が重病で賠償請求処理過程に自ら参加できない場合を除き、最大 30 日である。

3. 賠償処理の延期決定は、延期の理由、期限を明記し、賠償請求者、国家賠償作業に関する管轄の国家管理機関および関連するその他機関、組織、個人に送付されること。賠償請求処理の延期期限が到来したら、賠償処理機関の長は賠償処理継続決定を出すこと。

第 50 条 賠償請求処理の一時中止

1. 賠償処理機関の長は、下記の各根拠の 1 つがあることが分かった日から 1 業務日以内に賠償処理の一時中止決定を出す。

a) 賠償請求者が交渉参加招待状の受取を 2 回拒否する；

b) 賠償請求者が招待状を受け取ったが正当な理由なく交渉場所に 2 回来ない；

c) 賠償請求者が交渉結果議事録に署名しないかまたは指紋押捺をしない；

d) 権限を有する機関・者が賠償請求の根拠となる文書を再検討する。

2. 賠償請求処理一時中止の期限は、本条第 1 項第 a 号、第 b 号および第 c 号に規定する各根拠の 1 つにより一時中止決定を出した日から 30 日である。

賠償請求者は、本項の規定による一時中止の期限が到来した日から 5 業務日以内に賠償処理の継続を依頼する権利を有する。賠償処理機関の長は、賠償処理継続決定を出す。

3. 本条第1項第d号の規定による一時中止の場合、再検討され依然として賠償請求の根拠とされる再検討文書を受け取った後、賠償処理機関の長は、賠償処理継続決定を出す；再検討された文書が賠償請求の根拠となる文書でない場合、賠償処理機関の長は、本法第51条の規定による賠償処理中止決定を出す。

4. 一時中止決定は、一時中止の理由、期限、賠償請求者の各権利義務および一時中止の法的結果を明記すること。

賠償処理の一時中止決定、継続決定は、賠償請求者、国家賠償作業に関する管轄の国家管理機関および関連するその他機関、組織、個人に送付されること。

第51条 賠償請求処理の中止

1. 賠償処理機関の長は、下記の各根拠の1つがあることが分かった日から5業務日以内に賠償処理中止決定を出す。

a) 賠償処理機関が損害の確認を実施する前に、賠償請求者が賠償請求を取り下げた；

b) 損害を受けた者が死亡し、相続人がいない；損害を受けた組織が消滅し、権利義務を承継する組織がない；

c) 一時中止の期限が到来したが賠償請求者が本法第50条第2項の規定により賠償請求処理の継続を依頼しないまたは賠償請求処理の継続を依頼するが本法第50条第1項第a号、第b号および第c号で規定する各行為の1つがある；

d) 本法第48条第1項で規定する各場合の賠償処理決定取消決定がある；

dd) 本法第47条第1項に規定する賠償処理決定を受諾しないことに関する議事録作成日から30日の期限が到来したが、賠償請求者が賠償処理決定を受諾しない。

2. 賠償請求者は、賠償請求者が欺瞞、強要により賠償請求を取り下げたことを証明する場合を除き、賠償処理中止決定が出た後に損害を与えた公務執行者を直接管理する機関である賠償処理機関に賠償請求の再処理を要求する権利がない。

本条第1項第b号に規定する場合、損害を受けた者の賠償請求文書に名誉回復の要求があれば、本法第59条の規定により名誉回復が実施される。

3. 賠償処理中止決定は、賠償請求者、国家賠償作業に関する管轄の国家管理機関および関連するその他機関、組織、個人に送付されること。
4. 賠償請求者への賠償経費が前払い済みの場合、賠償処理機関は、本条第1項第b号に規定する場合を除き、賠償処理中止決定が出た時に前払い済みの金額を回収する責任を負う。

第2節 裁判所での賠償請求に関する民事事件処理、刑事訴訟、行政訴訟過程における賠償請求処理

第52条 訴えの提起および裁判所での賠償請求処理手続

1. 賠償請求者は、以下の各場合に、賠償請求の根拠となる書類の受領日から3年以内に訴えを提起し裁判所に賠償請求の処理を要求する権利を有する。
 - a) 賠償請求者が、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関にまだ賠償請求処理を要求していない；
 - b) 賠償請求者が、本法第51条第1項第a号に規定する賠償請求を取り下げた。
2. 本法第47条に規定する賠償処理決定の受領日から15日以内に賠償請求者がその決定に同意しない場合、または本法第46条第7項で規定する交渉成立結果議事録の作成日から15日以内に損害を与えた公務執行者を直接管理する機関が賠償処理決定を出さない場合、または本法第46条第7項で規定する交渉不成立結果議事録の作成日から15日以内に、訴えを提起して裁判所に賠償請求の処理を要求する権利を有する。
3. 民法の規定による不可抗力の事象または客観的な阻害により賠償請求者が期限内に訴えを提起できない場合、その不可抗力の事象または客観的な阻害があった期間は本条第1項および第2項で規定する訴えの提起の期限の計算に入れない。
4. 賠償請求者は、本法第47条に規定する賠償処理決定が法的効力を発した場合、訴えを提起して裁判所に賠償請求の処理を要求する権利を有さない。
5. 裁判所での賠償請求処理手続は、本節の規定により実施される；本節に規定がない場合、民事訴訟法の規定を適用する。

6. 民事訴訟法の規定による簡易手続の適用条件を満たす事件は、裁判所での賠償請求処理を簡易手続により実施する。

7. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、国家を代表し、被告として訴訟に参加する。

第 53 条 賠償請求に関する民事事件処理の管轄裁判所の確定

1. 被告が以下の各機関である場合は、賠償請求者の居住、勤務場所または被告が本部を置く場所の賠償請求者が選んだ県級人民裁判所が、賠償請求の第一審審理を管轄する裁判所である。

a) 本法第 33 条第 3 項および第 4 項で規定する機関；

b) 本法第 33 条第 5 項、第 6 項および第 7 項で規定する県級および社級の機関；

c) 県級訴訟執行機関、県級判決執行機関。

2. 本条第 1 項に規定する場合を除き、賠償請求者の居住、勤務場所または損害を与えた公務執行者を直接管理する機関が本部を置く場所の賠償請求者が選んだ省級人民裁判所が、賠償請求の第一審審理を管轄する裁判所である。

第 54 条 賠償請求処理に関する裁判所の判決、決定の執行

1. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、賠償請求処理に関し法的効力を発した裁判所の判決、決定に従い賠償請求者に賠償金を支払う責任を負う。

2. 関連する機関、組織、者は、賠償請求処理に関し法的効力を発した裁判所の判決、決定に従い、損害を受けた者のその他の法的権利利益の回復を実施すること。

第 55 条 裁判所での刑事訴訟、行政訴訟の過程における賠償請求処理

1. 賠償請求の内容を有する刑事事件、行政事件の処理は、刑事訴訟、行政訴訟に関する法律規定により実施される。

刑事訴訟、行政訴訟の過程で賠償請求を認める時点は、管轄裁判所が賠償請求を受理した時点である。

2. 刑事訴訟、行政訴訟の過程での賠償を受ける損害の確定は、国家賠償責任の範囲に属する損害を与えた公務執行者の違法行為を管轄裁判所が確定した後に本法の規定により実施される。

3. 刑事訴訟、行政訴訟の過程での賠償請求処理の場合、裁判所の判決、決定に以下の各内容も含むこと。

a) 国家賠償責任の範囲に属する損害を与えた行為；

b) 損害、賠償額、（もしあれば）名誉回復および（もしあれば）その他法的権利利益の回復；

c) 賠償金支払の責任を負い、（もしあれば）名誉回復および（もしあれば）その他法的権利利益の回復を実施する機関。

4. 賠償請求者が裁判所の判決、決定の賠償処理内容に同意しない、または裁判所の判決、決定に賠償処理内容がない場合、訴訟手続による賠償請求権の行使だけが継続される。

5. 最高人民裁判所は、本条の実施を指導する。

第3節 名誉回復

第56条 名誉回復の形式

1. 刑事訴訟活動において損害を受けた者の名誉回復は、以下の各形式で実施される。

a) 損害を受けた者が個人の場合は、居住地または損害を受けた者が商業法人の場合は本部を置く場所で直接謝罪および公開訂正；

b) 謝罪および公開訂正の新聞掲載。

2. 個人が違法な退職強制、更生施設、強制教育施設、強制薬物依存症回復施設に収用する各行政処理措置の適用で損害を受けた場合の名誉回復は、謝罪および公開訂正の新聞掲載の形式で実施される。

第57条 積極的名誉回復

1. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、賠償請求の根拠とする文書を受け取った日からまたは本法第 55 条で規定する判決、決定が法的効力を発した日から 15 日以内に損害を受けた者に国家の名誉回復実施運営について文書で通知する責任を負う。
2. 損害を受けた者が通知内容に同意する場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、本法第 58 条および第 59 条の規定により名誉回復を実施する。
3. 損害を受けた者は、通知内容に同意しない場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の名誉回復の実施根拠とするために、その内容について具体的に提案する意見を述べる。
4. まだ名誉回復を実施しないことを損害を受けた者が提案する場合、名誉回復は、損害を受けた者が文書で要求した時に実施される。
5. 損害を受けた者が本法の規定による名誉回復の権利を拒否する場合、名誉回復を要求する権利が残らない。拒否は、文書で表されること；損害を受けた者が名誉回復の権利を口頭で拒否する場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は議事録を作成し、その中で損害を受けた者の名誉回復の権利の拒否について明記する。議事録には、損害を受けた者が署名または指紋押捺をすること。
6. 損害を受けた者が死亡した場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、本法第 59 条の規定による謝罪および公開訂正の新聞掲載を実施する。
7. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 58 条 直接謝罪および公開訂正

1. 本法第 56 条第 1 項第 a 号に規定する直接謝罪および公開訂正の運営は、以下の通り実施される。
 - a) 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長は、損害を受けた者の本法第 41 条または第 57 条で規定する名誉回復に関する同意または要求の文書を受け取った日から 15 日以内に直接謝罪および公開訂正を運営する責任を負う；
 - b) 直接謝罪および公開訂正への参加メンバーは、各訴訟執行機関の指導部代表者、関連するその他の機関、組織、個人を含む。

2. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 59 条 謝罪および公開訂正の新聞掲載

1. 本法第 56 条第 1 項第 b 号および第 2 項に規定する謝罪および公開訂正の新聞掲載は、以下の通り実施される。

a) 損害を与えた公務執行者を直接管理する中央機関は、損害を受けた者の本法第 41 条または第 57 条で規定する名誉回復に関する同意または要求の文書を受け取った日から 15 日以内に中央紙 1 紙、および損害を受けた者が個人の場合は損害を受けた者の居住地、あるいは損害を受けた者が商業法人の場合は本部を置く場所の地方紙 1 紙に 3 版連続で謝罪および公開訂正を掲載し；損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の（もしあれば）電子ポータルで謝罪および公開訂正の内容を掲載する責任を負う；

b) 損害を与えた公務執行者を直接管理する地方機関は、損害を受けた者の本法第 41 条または第 57 条で規定する名誉回復に関する同意、または要求の文書を受け取った日から 15 日以内に、損害を受けた者が個人の場合は損害を受けた者の居住地、または損害を受けた者が商業法人の場合は本部を置く場所の省級の新聞 1 紙に 3 版連続で謝罪および公開訂正を掲載し；損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の（もしあれば）電子ポータルで謝罪および公開訂正の内容を掲載する責任を負う；

c) 謝罪および公開訂正を新聞に掲載した直後、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、損害を受けた者および損害を受けた者が個人の場合は損害を受けた者の居住地、あるいは損害を受けた者が商業法人の場合は本部を置く場所の社級人民委員会に庁舎で公開掲示するためにその新聞を送付する責任を負う。

2. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 VI 章

賠償経費および支払手続

第 60 条 賠償経費

1. 国家は国家賠償責任を果たすための経費を国家予算に用意する責任を負う。賠償経費は、以下を含む。
 - a) 損害を受けた者への支払金；
 - b) 財産見積もり、損害鑑定のコスト。
2. 賠償処理機関が中央予算により活動経費を保証される場合、賠償経費は中央予算により保証される。
3. 賠償処理機関が地方予算により活動経費を保証される場合、賠償経費は省級予算により保証される。
4. 財政省、財政局は、賠償経費を遅滞なく十分に配分する責任を負う。

第 61 条 賠償経費の予算作成

1. 国家予算に関する法律規定により、財政省は毎年、前年に配分した実際の賠償金額、財産見積もり、損害鑑定のコストに基づき、中央予算により活動経費を保証される賠償処理機関の賠償経費の予算を作成し、政府に報告し、国会に提出し、国会は検討、決定を行う。
2. 国家予算に関する法律規定により、財政局は毎年、前年に配分した実際の賠償金額、財産見積もり、損害鑑定のコストに基づき、地方予算により活動経費を保証される賠償処理機関の賠償経費の予算を作成し、省級人民委員会に報告し、同級の人民評議会に提出し、同級の人民評議会は検討、決定を行う。

第 62 条 賠償経費の配分および賠償金の支払い

1. 賠償処理決定または裁判所の賠償請求処理に関する判決、決定が法的効力を発生した日から 2 業務日以内に、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は賠償経費の支給を依頼する一件書類を管轄の財政機関に送付すること。
2. 賠償経費の支給を依頼する一件書類は、本条第 3 項に規定する場合を除き、以下を含む。

a) 損害を受けた者に関する情報、各賠償金額確定の根拠、具体的な損害に対する各賠償金額、（もしあれば）前払い済み金額および賠償金支払実施のための支給依頼総額を十分に記した賠償経費支給依頼文書；

b) 賠償請求の根拠とする書類のコピー；

c) 賠償請求処理に関する管轄機関の法的効力が発生した判決、決定。

3. 本法第 55 条の規定による賠償請求処理の場合の賠償経費支給依頼の一件書類は、以下を含む。

a) 損害を受けた者に関する情報、各賠償金額確定の根拠、具体的な損害に対する各賠償金額および賠償金支払実施のための支給依頼総額を十分に記した賠償経費支給依頼文書；

b) 賠償請求処理に関する裁判所の法的効力が発生した判決、決定。

4. 本条第 2 項または第 3 項に規定する一件書類を十分に受領した日から 5 業務日以内に、財政機関は損害を与えた公務執行者を直接管理する機関への賠償経費の配分を完了すること。

本条第 2 項あるいは第 3 項に規定する要件を一件書類が満たさないまたは賠償額が法律規定通りでないことを明確に示す根拠がある場合、財政機関は、賠償経費支給依頼書類を受領した日から 15 日以内に賠償処理機関と連携して一件書類を完成させ、賠償経費を配分する責任を負う。

本法第 52 条第 1 項および第 2 項または第 55 条で規定する賠償処理に関する裁判所の判決、決定の賠償額が法律規定通りでないことを示す明確な根拠がある場合、財政機関は、管轄機関に訴訟手続による処理を勧告する。

5. 財政機関が支給する経費を受領した日から 2 業務日以内に、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、賠償請求者に賠償金支払について文書で通知すること。賠償請求者が通知を受け取った日から 2 業務日以内に、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、賠償金の支払を実施すること。

6. 本条第 5 項に規定する通知を受け取った日から 3 年の期限が到来しても賠償請求者が賠償金を受け取らない場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関

は、法律規定により国家予算に入れる手続を行う。民法の規定による不可抗力の事象または客観的な阻害があった期間は、本項で規定する期限の計算に入れない。

第 63 条 賠償経費の決算

1. 損害を受けた者に賠償金を支払った後、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、法律規定による決算のために、経費を配分した財政機関に賠償金の支払に関連する書類、資料を送る責任を負う。
2. 会計年度が終了する際、財政省、財政局は、国家予算に関する法律規定により賠償経費決算を行う責任を負う。

第 VII 章

返済責任

第 64 条 公務執行者の返済義務

1. 故意、過失により損害を与えた公務執行者は、国家が損害を受けた者に賠償した金額の一部または全部を国家予算に返済する義務を負う。
2. 複数の公務執行者が共に損害を与えた場合、それらの者は自らの故意、過失および国家が賠償すべき損害の程度により返済する義務を負う。

第 65 条 返済額の確定、返済額の減額

1. 返済額確定の根拠は以下を含む。
 - a) 公務執行者の故意、過失の程度；
 - b) 国家が賠償した金額。
2. 1 人の公務執行者が損害を与えた場合、返済額は以下の通り確定される。
 - a) 公務執行者が故意に損害を与え、その者を有罪と宣した判決が法的効力をすでに発している場合、国家が損害を受けた者に賠償した金額全部を返済すること；
 - b) 公務執行者が故意に損害を与えたが、刑事責任を追及されるほどではない場合、返済決定が出た時点のその者の給料 30 カ月から 50 カ月分を返済するが、最大でも国家が賠償した金額の 50%である；

c) 公務執行者が意図せずに損害を与えた場合、返済額は返済決定が出た時点のその者の月給 3 カ月から 5 カ月分だが、最大でも国家が賠償した金額の 50%である；

d) 国家が賠償した金額の 50%が本項第 b 号で規定する月給 30 カ月分より低いかまたは本項第 c 号で規定する月給 3 カ月分より低い場合、公務執行者が返済すべき金額は国家が賠償した金額の 50%である。

3. 複数の公務執行者が共に損害を与えた場合、各人の返済額は本条第 2 項の規定により確定されるが、返済総額は国家が損害を受けた者に賠償した金額を超えない。

4. 公務執行者は、以下の各条件を満たす場合、返済額を減額される。

a) 主体的に結果を克服する；

b) 賠償請求処理の過程において義務を十分に履行し、返済すべき額の 50%以上を返済済みである；

c) 公務執行者が困難な経済状況にある。

損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長は、返済額の減額を決定するが、最大でも返済すべき総額の 30%である。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 66 条 返済責任を確定する権限、手続

1. 賠償金の支払終了日から 10 日以内に、賠償金を支払った機関の長は返済責任検討評議会を設立する。異なる複数の機関に属する複数の公務執行者が損害を与えた場合、損害を与えたことに関連する各機関の代表者が返済責任検討評議会に参加すること。

2. 返済責任検討評議会は、設立日から 20 日以内に、損害を与えた公務執行者、損害を与えた公務執行者の故意、過失の程度、返済責任、各人の返済額の確定を完了し、賠償金を支払った機関の長への勧告文書を作成すること。複雑な案件の場合、期限を延長できるが、最大 30 日である。

3. 返済責任検討評議会の勧告に基づき、賠償金を支払った機関の長は、以下のことを実施する。

a) 本項第 b 号に規定する場合を除き、損害を与えた公務執行者に対する返済決定を出す；

b) 刑事訴訟活動において自らが管理する損害を与えた公務執行者に対する返済決定を出し、関連訴訟執行機関の長に、その機関が管理する損害を与えた公務執行者に対する返済決定を出すことを勧告する。

損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長は、返済決定を発行し、その決定に関して法的責任を負う。

4. 返済決定は、返済の義務を負う公務執行者、国家賠償作業に関する国家管理機関および返済金の徴収に関連する機関、組織に送付されること。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 67 条 返済決定、返済額減額決定

1. 返済決定、返済額減額決定は、署名日に発効する。

2. 返済決定、返済額減額決定が本法第 65 条および第 66 条の規定に適合しない場合、国家賠償作業に関する国家管理機関は、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長に返済決定、返済額減額決定の再検討を勧告する。

3. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、本法第 70 条に規定する場合を除き法律規定に従い、法的効力を発した返済決定、返済額減額決定に基づき、返済すべき金額を徴収し、国家予算に十分に遅滞なく収める責任を負う。

第 68 条 返済の実施

1. 返済は 1 回でまたは複数回で実施して良く、返済決定の中で確定すること。

2. 公務執行者の毎月の月給による収入から控除して返済が実施される場合、控除額は毎月の月給による収入の最低 10%、最高 30%である。

3. 返済すべき公務執行者が 36 カ月未満の子供を養育中の者または妊娠中の女性である場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長の決定により返済が延期される。

第 69 条 賠償請求の根拠とする文書が賠償請求の根拠でなくなった場合の返済した金の処理、返済の責任

1. 賠償請求の根拠とする文書が管轄国家機関により賠償請求の根拠でなくなったことを確定されたが、損害を与えた公務執行者が返済済みである場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関は、その者が返済した金額を払い戻す責任を負う。
2. 損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長がまだ返済決定を発行していない場合、返済責任の確定を中止する。
3. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 70 条 公務執行者が他の機関、組織に移動した場合の返済金徴収の責任

1. 損害を与えた公務執行者の管理、使用、給料支払を現在直接行っている機関、組織は、返済決定による返済金徴収の責任を負う。
2. 公務執行者が損害を発生させた時点でその公務執行者を直接管理した機関は、損害を与えた公務執行者の管理、使用、給料支払を現在直接行っている機関、組織に、返済決定による返済金徴収を行い、法律規定により国家予算に収めることを要求する責任を負う。

第 71 条 損害を与えた公務執行者が退職、離職した場合の返済金徴収の責任

1. 損害を与えた公務執行者に年金を支払っている社会保険機関は、返済決定により金員を徴収し、国家予算に十分に遅滞なく収める責任を負う。
2. 損害を与えた公務執行者が離職したが年金を受け取らないまたは他のどの機関、組織でも働かない場合、公務執行者が損害を発生させた時点でその公務執行者を直接管理した機関は、法律規定により返済決定の実施運営を行う責任を負う。

第 72 条 損害を与えた公務執行者が死亡した場合の返済責任

損害を与えた公務執行者が死亡した場合、その者が死亡した時点で返済決定の効力を終了する。

第 VIII 章

国家賠償作業における各国家機関の責任

第 73 条 国家賠償作業に関する国家の管理責任

1. 政府は、全国を範囲とする行政管理、訴訟および判決執行活動における国家賠償作業の統一的な国家管理を行う。
2. 政府の国家賠償作業の国家管理実施を助ける中心機関である司法省は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 国家賠償作業に関する戦略、政策を作成する；
 - b) 国家賠償責任法の詳細規定および施行ガイダンス文書を権限に従い発行するかまたは管轄国家機関が発行するために管轄国家機関に提出する；国家賠償作業に関するフォーム、記録簿を発行する；
 - c) 国家賠償業務の技能、業務を指導、促進する；国家賠償責任に関する法律の適用における問題を処理する；
 - d) 本法第 40 条第 1 項第 a 号および第 b 号の規定により賠償処理機関を確定する；
 - dd) 損害を受けた者の賠償請求手続実施を援助する；
 - e) 法律規定により、国家賠償作業を監視、促進する；各関連機関を統括、連携し、国家賠償作業の査察、検査を行う；国家賠償作業における不服申立、告訴を処理し、違反処理を行う；
 - g) 毎年、規定に従って国家賠償作業実施の統計を取り、政府に報告する；
 - h) 必要な場合、賠償処理機関に賠償請求処理、公務執行者の返済責任実施および懲戒処分についての報告を要求する；
 - i) 国家賠償作業における国際協力について国家管理を行う；
 - k) 国家賠償作業に関するデータベースを構築、管理する；

l) 法律規定に従った賠償処理、返済責任実施における違反処理を管轄機関に依頼する；

m) 賠償処理の内容を有する裁判所の判決、決定に対する異議申し立てを法律規定により権限を有する者に依頼する；本法第 48 条第 1 項および第 3 項第 a 号に規定する各根拠の 1 つがあるが取消決定を出さない場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長に賠償処理決定の取消を依頼する；

n) 政府の最高人民裁判所、最高人民検察院と連携しての訴訟分野における国家賠償作業管理実施を助ける；

o) 法律規定によるその他の任務、権限。

3. 省級人民委員会は、行政管理、訴訟および判決執行活動における国家賠償作業に関する国家管理を地方で実施し、以下の任務、権限を有する。

a) 国家賠償業務の技能、業務を指導、促進する；

b) 本法第 40 条第 1 項第 a 号および第 b 号の規定により賠償処理機関を確定する；

c) 損害を受けた者の賠償請求手続実施を自らの地域の範囲で指導する；

d) 国家賠償作業を監視、促進、検査する；国家賠償作業において査察を行い、不服申立、告訴を処理し、違反処理を行う；

dd) 毎年、地域の各関連機関、組織を統括、連携し、規定に従って国家賠償作業実施の統計を取り、司法省に報告する；

e) 必要な場合、賠償処理機関に賠償請求処理、公務執行者の返済責任実施および懲戒処分についての報告を要求する；

g) 自らが管理する範囲内で、賠償処理、返済責任実施における違反処理を管轄機関に依頼する；

h) 賠償処理の内容を有する裁判所の判決、決定に対する異議申し立てを法律規定により権限を有する者に依頼する；本法第 48 条第 1 項および第 3 項第 a 号に規定する各根拠の 1 つがあるが取消決定を出さない場合、損害を与えた公務執行者を直接管理する機関の長に賠償処理決定の取消を依頼する；

i) 法律規定によるその他の任務、権限。

4. 司法局は、省人民委員会の地方での国家賠償作業に関する国家管理実施を助ける。

第 74 条 最高人民裁判所、最高人民検察院の責任

最高人民裁判所、最高人民検察院は、自らの職能、任務および権限の範囲で以下の責任を負う。

1. 政府と連携し、本法第 73 条第 2 項に規定する国家賠償作業に関する国家管理の各内容を実施する；
2. 法律規定により国家賠償作業に関する検査、査察、不服申立、告訴の処理を行う；
3. 賠償処理機関に、権限により賠償処理作業を実施し、返済責任を確定し、返済決定を実施し、懲戒処分を実施することを命令する；
4. 賠償処理、返済責任実施における違反処理および違反処理命令を行う；
5. 毎年または国家賠償作業に関する国家管理機関の要求により、国家賠償作業の実施について統計を取り、政府に報告する；
6. 各級の人民裁判所、人民検察院に国家管理管轄機関と連携して国家賠償作業を実施することを命令する；
7. 国家賠償作業に関する国家管理機関の依頼に返答し、実施する；
8. 本法の規定によるその他の任務、権限を実施する。

第 75 条 各省庁、政府機関の責任

各省庁、政府機関は自らの職能、任務および権限の範囲で以下の責任を負う。

1. 司法省と連携し、本法第 73 条第 2 項の規定による国家賠償作業に関する国家管理の各内容を実施する；
2. 法律規定により国家管理作業に関する検査、査察、不服申立、告訴の処理を行う；

3. 賠償処理機関に、権限により賠償処理作業を実施し、返済責任を確定し、返済決定を実施し、懲戒処分を実施することを命令する；
4. 賠償処理、返済責任実施における違反処理および違反処理命令を行う；
5. 毎年または国家賠償作業に関する国家管理機関の要求により、国家賠償作業の実施について統計を取り、報告する；
6. 国家賠償作業に関する国家管理機関の依頼に返答し、実施する；
7. 本法の規定によるその他の任務、権限を実施する。

第 IX 章

実施条項

第 76 条 賠償請求処理過程における裁判費用、手数料、その他各種費用および税

1. 賠償処理機関は、本法の規定による国家賠償責任の範囲に属する賠償請求内容に対する裁判費用、手数料およびその他各種費用を徴収しない。
2. 被害を受けた者は、受け取った賠償金額に対する個人所得税、企業所得税を納める必要がない。

第 77 条 施行

1. 本法は、2018 年 7 月 1 日に施行する。
2. 法律第 35/2009/QH12 号国家賠償責任法は、本法の施行日に効力を失う。

第 78 条 経過規定

1. 本法施行の時点より前に賠償処理機関が受理したが未処理または処理中の賠償請求の事案は、法律第 35/2009/QH12 号国家賠償責任法の規定適用を継続して処理する。
2. 本法の施行日以降、法律第 35/2009/QH12 号国家賠償責任法の規定により賠償を受ける事案で、法律第 35/2009/QH12 号国家賠償責任法の規定による時効前だが国家賠償が未請求のものまたは請求済みだが受理、処理がまだであるものは、本法の規定を適用して処理する。

本法は、ベトナム社会主義共和国第 XIV 期、第 3 回国会を 2017 年 6 月 20 日に通過した。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン